

台東区立図書館資料収集方針

(目的)

- 1 この方針は図書館法及び台東区立図書館則に定めた事業目的の達成のため、資料の収集について必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

- 1 資料の収集においては、「図書館の自由に関する宣言」をふまえ利用者の知る権利を保障するため、あらゆる資料に対し、社会的、政治的、宗教的偏見にとらわれることなく、公平に、かつ自由に収集する。
- 2 収集する資料の種類は、図書、新聞、雑誌、紙芝居、視聴覚資料などとする。
- 3 利用者の知的欲求、学習に応えるために台東区に関する資料を積極的に収集する。
- 4 区政の動向を考慮し、区民の関心の高い行政課題に関する資料を積極的に収集する。
- 5 資料の収集・選定は、「台東区立図書館資料収集委員会」を設置し、組織的に行う。なお、この委員会の要領は別途定める。
- 6 利用希望の多いものなどは、必要に応じて複本を収集する。
- 7 地域資料については、別途定める「台東区立中央図書館郷土・資料調査室整備指針」を考慮して収集を行う。
- 8 児童図書については、別途定める「台東区子ども読書活動推進計画」を考慮して収集を行う。

(分担収集)

- 1 資料の収集にあたっては、中央図書館（以下、中央館という）、分館及び分室（以下、地域館という）ともそれぞれ機能に応じ分担収集を行うものとする。
 - (1) 中央館は、一般的な資料とともに、大学教養程度の専門的資料も収集し、かつ、永続的に価値を有すると思われる資料を積極的に収集する。
 - (2) 地域館は、その館の利用者の要求を取り入れ、教養の向上、レクリエーション及び日常生活に役立つ資料を積極的に収集し、利用者の開拓、図書の普及をめざす。

(資料別方針)

- 1 一般図書
全分野にわたり、図書館運営に不可欠な基本的な資料や、入門的な資料から専門的資料まで、幅広く収集する。

2 児童図書

児童が読書に対する楽しみや喜びを体験し、感性や想像力を育み、未知なる可能性やさまざまな興味、知識欲に対応できるよう、それぞれの発達段階に適切な資料を幅広く収集する。

中央館では、児童文学を研究する人の利用に供するための復刻や受賞作の収集、絶版本の保存に留意する。

3 ヤングアダルト（青少年向け）資料

中学生、高校生のための資料は青少年の多様かつ広範囲にわたる要求に応えられるよう、分野、対象年齢を問わず利用が見込まれるものを見込んで幅広く収集する。

4 参考（レファレンス）資料

中央館は全分野にわたり調査研究に必要な辞典、年鑑、年表、目録、書誌、白書、法令などを幅広く収集し、地域館では基本的な参考資料を中心に収集する。

5 地域資料

台東区を中心として東京都全域を含めた地域の歴史、風土、芸術、文化、産業などの実情や変遷を記録した文書、写真、その他の資料を収集する。

中央館には郷土・資料調査室を設け、郷土を調査、研究する人などからの相談業務の手助けとなる資料を可能な限り収集する。

また台東区に関係の深い文学作品や作家研究書を可能な限り収集する。

6 行政資料

国及び地方公共団体の刊行物は必要と認めたものを収集する。台東区が刊行したもの、台東区の行政に関する資料は積極的に収集する。

7 池波正太郎記念文庫関連資料

池波正太郎氏の業績や作品の世界を広く伝えるため、池波正太郎氏作品、原稿、挿絵、関連の本などを収集する。また時代小説に関連した賞の受賞作品、戦前から現代までの時代小説に関する資料を収集する。

8 外国語資料

利用の多い言語を中心に外国語資料を収集する。中央館は外国語で書かれた文芸書、日本を紹介する資料、語学学習用図書などを積極的に収集し、外国人の日本における日常生活に資するよう配慮する。同時に外国語の習得を目的とする利用者の要求に応えるよう、ベストセラー図書や文学賞受賞作品などを幅広く収集する。

地域館は利用者の外国語資料の必要性を考慮して収集する。

9 マンガ資料

社会的評価の定まった作家、作品、またマンガ関連各賞受賞作品を考慮し、資料的価値のあるマンガを中心に収集する。

1 0 雑誌

あらゆる分野にわたり、知識、情報を提供するものを幅広く収集する。ただし娯楽雑誌、及び高度な専門雑誌については厳選して収集する。その際には図書との関連性を十分に考慮し、全館で調整し分担収集する。

1 1 新聞

全国紙を中心に収集する。中央館では外国語新聞などの収集も行う。

1 2 障害者サービスの資料

目の不自由な方、または一般の図書利用、読書が困難な方のために、D A I S Y（情報付き録音）資料、コンパクトディスク（CD）資料、大活字本などを収集するとともに、D A I S Y資料製作を行う。

1 3 視聴覚資料

視聴覚資料については、CD資料、DVD資料を中心に収集を行う。

1 4 その他の資料

上記に含まれない資料についても、必要に応じて適宜、収集する。

付 則

この方針は、昭和62年3月1日から実施する。

付 則

この方針は、平成5年7月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この方針は、平成28年8月1日から施行する。